

平成 28 年度奈半利町レンタルハウス貸借農家募集要領

1. 貸借期間

- (1) 1号棟：平成 28 年 7 月 10 日より平成 29 年 7 月 9 日まで
- (2) 2号棟：平成 28 年 7 月 10 日より平成 29 年 7 月 9 日まで

2. 貸借対象施設

奈半利町レンタルハウス 第 1 号棟：1,036.8 m²(約 10 a)、第 2 号棟：1,920 m²(約 20 a)
付帯設備は気候室、灌水設備、暖房設備等とするが、ビニール内張、消耗品、光熱水費、修繕費等は、自己負担とする。

3. 貸付条件

- (1) 貸借金額 第 1 号棟：年額 20 万円、第 2 号棟：年額 40 万円とする。
- (2) 使用目的 園芸作物を栽培して、販売することを目的とする。

4. 応募資格

- (1) 町内に在住若しくは転入見込みの者。
- (2) 18 歳から 65 歳（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）までの農業に積極的に取り組む意欲のある者。
- (3) 町内で農業に従事しており、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。
- (4) 家族が町内で農業を営んでおり、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。
- (5) 町内で農業を営んでおり、経営面積の拡大を実施したいと考えている者。
- (6) 町内で施設園芸を営んでおり、自己の経営施設（ハウス）の修繕、老朽化のために代替え施設を求めている者。

5. 出願手続き

(1) 応募受付期間

平成 27 年 12 月 25 日（金）～平成 28 年 3 月 31 日（木）とし、土曜日、日曜日、及び祝祭日を除き、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。（郵送の場合必着）

(2) 提出書類及び応募方法

『奈半利町レンタルハウス貸借申込書』、『農業経営計画書』、『自己資金等申告書』、『市町村税の納税証明書』、各 1 通。郵送の場合は、封筒の表に「奈半利町レンタルハウス貸借申込」と朱書きし、書留とする。

(3) 申込書の配布及び申込先

奈半利町役場地域振興課に備え付けの、募集要領、申込書により奈半利町役場地域振興課まで申し込むこと。

6. 奈半利町レンタルハウス貸借農家の決定

(1) 書類審査

応募者が各棟 1 名の場合は、書類審査を平成 28 年 4 月中旬に実施し、奈半利町新規就農者推進協議会を開催し決定するが、応募者多数の場合は、書類審査を行い、優先順位を①新たな施設園芸就農者 ②農業後継者 ③規模拡大 ④代替えとする。

(2) 決定通知

平成 28 年 4 月末までに各応募者宛に結果を通知します。尚、決定についての異議等は、一切受け付けません。

この募集についての詳細については、奈半利町役場地域振興課へお問い合わせ下さい。

奈半利町役場地域振興課 担当：大西 TEL 0887-38-8182